

第 21 回 長野市空家等対策協議会 議事録

- ・ 日 時 令和 7 年 5 月 16 日（金）
午前 10 時 00 分から
- ・ 場 所 長野市役所第二庁舎 10 階会議室 203
- ・ 出席者 （委 員）寺内委員、中村委員、北村純子委員、檜山委員、佐藤委員、
北村和也委員、小池一夫委員、小池裕委員、竹内委員、横田委員、
勝山委員（欠）、荻原委員（欠）、
（事務局）山田課長、内山室長、平澤補佐、小林(一)係長、西澤係長

1 開 会

【事務局 A】 定刻となりましたので、ただいまから「第21回長野市空家等対策協議会」を開会いたします。本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

私は、当協議会の事務局を担当いたします建築指導課長の山田でございます。議事に入るまでの間、事務局で会議の進行を務めさせていただきます。本年度もよろしくお願い申し上げます。

本日の協議会は、前回同様ペーパーレス会議となります。なお、本日の資料につきましては、ご提供いただきましたアドレス宛に事前に送付させていただいております。また、メモにつきましては、お手元にお配りしたメモ用紙を使っていいただければと思います。

議事についてでございますが、協議会の会議及び議事録は公開することとしておりますが、本日の議事（2）につきましては、長野市情報公開条例第7条第5号により非公開協議とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。これにより資料2は非公開となります。

本日の会議は傍聴者はありませんが、議事録につきましては、後日、委員の皆様にご確認いただいた上で、非公開協議を除き発言者名抜きで公開させていただきますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。なお、議事録作成のため、協議内容を録音させていただきますこと、併せてご了承ください。

本日の日程ですが、概ね11時30分を目途に終了させていただきます。

さて、昨年12月に開催いたしました、第20回協議会におきましては、令和5年住宅・土地統計調査結果や特定空家等の措置状況などについてご説明し、ご意見をいただきました。本日は、今年度、市が実施する主な事業についてご説明するとともに、空家等管理活用支援法人指定の方針案について、ご説明させていただきたいと思います。委員の

皆様には、それぞれの専門分野でのお立場から、様々なご意見やご提案などを頂戴したいと存じます。

2 新委員等紹介

【事務局 A】 続きまして 2 の新委員等紹介として、この 4 月、行政分野で委員の異動がありましたのでご紹介させていただきます。参考資料 1 長野市空き家等対策協議会委員名簿をご覧ください。

9 番の長野地方法務局の次席登記官青木稔典委員が辞任され、新たに、小池裕委員が就任いたしました。

それでは就任された小池委員から一言ご挨拶をお願いいたします。

【委員 A】 今般、本協議会の委員になりました、長野地方法務局次席登記官の小池と申します。よろしくお願いいたします。法務局では、所有者不明土地の解消のために、弁護士の先生や司法書士の先生、土地家屋調査士の先生といった各先生方のお力添えをいただきながら、所有者や相続人の探索に取り組んでいるところでございます。

所有者不明土地の発生原因は、長らく相続登記がされていないことや、住所変更等の登記の申請がされていないというところにあるものですから、これらの相続や住所変更の登記申請促進のために、昨年から相続登記の申請義務化を実施している他、令和 8 年 4 月 1 日から、住所等変更登記が申請義務化されます。それに先立ちまして、今年の 4 月 21 日から、職権による住所等の変更登記を可能にするために、検索用情報の申出制度というのを実施しております。

空き家対策等の関係で申しますと、本部局の方から、登記情報の提供であったり、市町村の方からの相談等への対応ということが考えられます。こうした取り組みが空き家対策の一助になればと考えておりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局 A】 ありがとうございました。なお、本日は、勝山委員及び荻原市長が用務によりご欠席という連絡を受けておりますので、よろしくお願いいたします。また、本協議会は、「長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」の「懇談会等」にあたるため、委嘱書の交付はございませんので、ご了承願います。

続きまして、今年度異動のあった事務局担当者から自己紹介をさせていただきます。

【事務局 C】 皆さん、こんにちは。空き家対策室課長補佐の平澤と申します。よろしくお願いいたします。また、本日別の公務で欠席している係長の小林竜太と共に異動して参りました。空き家関係に精通されていらっしゃいます皆様のご意見等を参考に勉強してい

きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3 議 事

【事務局 A】 それでは、3 の議事に移ります。お手元に配布させていただきました参考資料 2、長野市空家等対策協議会要綱をご覧ください。要綱第 5 第 1 項により「会長が会議の議長となる。」としております。これより、議事進行につきましては、会長にお任せしたいと存じます。それでは、会長よろしくお願いいたします。

【会長】 それでは、これからは私が司会を務めさせていただきます。会議が円滑に進みますよう皆様のご協力をお願いします。事務局から議事（1）今年度の空家等対策の取り組みについて、説明をお願いします。

【事務局 B】 それでは事務局からご説明いたします。タブレット資料となりますが、操作にご不明な点があれば、事務局にご連絡いただきたいと思います。

議事に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。タブレットの本棚をご覧ください。本日の資料は、資料 1、資料 2 の 2 点と、なっております。資料 2 については、非公開議事の資料となりますので、部外秘、取り扱い注意でお願いいたします。参考資料については、1 から 6 の合計 6 点となっております。

それでは本棚、上段左から 2 番目の資料 1 をご覧ください。（1）今年度の空家等対策の取組について、ご説明いたします。この資料は、長野市空家等対策計画の中で定めている「空家等対策の取組方針」の①発生の抑制から、利活用、適正管理、管理不全の解消、そして⑤跡地の活用までの 5 つについて、市が実施している施策をまとめたものとなっております。

初めに、資料右上をご覧くださいのですが、今年度、令和 7 年度の事業費となりますが、7,085 万 3 千円とその下の前年度予算の約 2 倍に増額となっております。これは、その下の赤字の記載のとおり、新規事業として、昨年度この協議会でもご協議いただきました、市内全域の空家等実態調査業務委託費用 3,600 万円を要求し、配分されたものでございます。平成 28 年度に実施した、市内全域の空家等実態調査から 9 年が経過したことや、来年度予定している、長野市空家等対策計画の見直しの基礎資料とするため、実態調査を実施するものです。先月、業務委託契約となりまして、株式会社ゼンリンに決定いたしました。令和 8 年 3 月 18 日までの業務委託となります。

それでは、5 つの取組について、ご説明いたします。まず、左側の緑色部分の①発生の抑制についてご説明いたします。

一つ目の市民への空き家対策の情報発信について、さまざまな広報媒体や場面で、周

知・啓発していきます。

次に、その下ですが、住み続けるための支援として、木造住宅の無料耐震診断や耐震改修工事への補助を、当課建築防災担当において実施しております。昨年1月1日に発生しました、能登半島地震を受け、昨年度は、耐震改修補助金の上限額や件数を拡大し、補正予算で対応してきたところですが、更に今年度、木造住宅の無料耐震診断 50 件増の 400 件、住宅耐震改修工事補助を 20 件増の 90 件に、拡大しています。今年度もとても大きな反響がありまして、既に、耐震診断は 360 件、耐震改修は 90 件ほどのお申込みをいただいております。耐震診断については、まだ、お申込みいただけますが、耐震改修工事補助の受付は終了いたしました。

次に、その右黄色部分の②利活用の促進について、ご説明いたします。まず、移住推進課で実施している事業についてご説明いたします。

空き家バンクについては、平成 27 年度から昨年度末の累計で、登録件数が 558 件、成約件数が 396 件で、成約率は 7 割を超えており、長野市空家等対策計画の 6 割以上という目標を上回っている状況です。

年間申請件数は、令和 5 年度までの過去 3 年間の平均が 76 件だったのですが、昨年度の申請が約 1.8 倍になっておりまして、135 件。そして登録件数も 1.8 倍で、令和 5 年度までの過去 3 年間の平均が 65 件だったのですが、昨年度は 112 件ありました。

急増した主な理由としましては、昨年度、のちほどご説明しますが、家財処分の補助上限額を、拡大したことがあげられます。また、家財道具の処分は、バンクの登録と同時にすることが条件になっていたのですが、昨年度その条件を無くしまして、いつでも補助の対象としたといったところが大きな原因と考えております。また、昨年度、相続登記の義務化がありましたので、家の処分を考える人が増えたことも、理由の 1 つとして考えられるのではないかと考えております。

次に二つ目の移住者空き家改修等の補助事業につきましては、2 つありまして、改修補助と、それから先ほどご説明しました、家財道具処分が主なものとなっております。

改修補助としましては、1,400 万円の事業費を見込んでおりまして、補助率に関しましては、大都市圏からの移住者で、かつ 40 歳未満の方が来られた時には、改修費の 4 分の 3 の補助をするというものでございます。大都市圏以外からは、3 分の 2 の補助率となっております。限度額を定めておりまして、市街化区域では、50 万円。その他の区域については 100 万円補助というものでございます。15 歳以下の子供、妊婦の胎児も対象となりますが、1 人につき、20 万円の加算がございます。

それから、家財道具の処分につきましては、690 万円の事業費となっておりますが、補助率は 10 万円までは 10 分の 10、それを超えた部分については 4 分の 3 について補助するような仕組みとなっております。空き家バンクの件数増加の原因でご説明しました

が、昨年度から、限度額 10 万円から、市街化区域は 15 万円、その他の区域としては、30 万円に拡大しております。括弧内は予算上の件数でございます。

次に、三つ目の空き家でお試し移住事業をやっておりまして、410 万円の事業費となっております。

これは、戸建ての空き家をお試し移住施設として活用して、本市での暮らしを体験出来る機会を、移住者等に提供しているものでございまして、昨年、浅川地区と戸隠地区の 2 施設で開催が出来るようにしております。

この他、6 月 14 日土曜日に、長野駅善光寺口駅前広場で、宅建協会が主催する空き家無料相談会に出席するなど、利活用の促進を、移住定住施策と連携して取り組んでおります。

その下の、商工労働課でおこなっております、まちなかパワーアップ空き店舗等活用事業補助金という取組がございます。補助対象物件は、中心市街地と言われる長野エリアと篠ノ井駅周辺のエリア、それから松代のエリアの 3 つのエリアを対象に、建物 1 階部分の空き店舗、空き家、空き倉庫等を賃借して出店する事業者に対して、補助金を交付しています。要件は、主な出入口が道路に面していることや、3 ヶ月以上の間、空いているまたは閉鎖の状態であることの要件を満たしたところに、改修等に要する経費の 2 分の 1 で、限度額は 1 件 30 万円、市が指定する通り沿いへの出店の場合は、その指定したエリアの中であれば 50 万円という補助金を交付しています。令和 7 年度の事業費 440 万で、12 件の実施予定でございます。

次に、まちづくり課で行っております、中心市街地遊休不動産活用事業について、ご説明させていただきます。この事業は、ハード整備をするものに対して補助金を行うものではなくて、遊休不動産、空き家、空き店舗、これに対して利活用を促進するというソフト的な活動に支援をするということで、中心市街地活性化協議会、これは、株式会社まちづくり長野が事務局になっておりますけれども、その活動に助成をするというものです。令和 7 年度は、約 400 万円の事業費となっており、昨年度の主な活動としましては、西後町にあります R-DEPOT というリノベーションした建物の中に、新たに、「まち暮らしたてもの案内所」という、これまで無かった、空き家を活用したい人と空き家を貸したい人を繋ぐ、そういったハード的な部分の案内所を、株式会社 R-DEPOT の協力を得ながら開設いたしました。

ここが主体となりまして、そのまち暮らしに関する様々な情報を取り扱う案内所ということで、月 2 回「まち暮らしたてもの会議」を開催し、その時々テーマで行政からも参加いたしまして、まちの人と意見交換をするということも行っております。この他に、写真にもありますが、主に月 1 回開催しております、門前まちあるきや、空き家見学会がございます。

また、2ヶ所において、オープンリノベーションのプロジェクトを進めておりまして、この協議会でもご報告しております、建築士会ながの支部と連携をする中で、西鶴賀町でのエリアリノベーション9軒の長屋や、長野県立大学と連携した中で、北石堂町にありますボタン屋さんをリノベーションして、「まちかど図書館ぼたん」という形で、ひと箱本棚のオーナーを募って行う図書館を、昨年9月にオープンしております。ここは、地域の人のコミュニケーションの場ということで、コミュニティの助成という形で、今後活用を期待しているところでございます。

次にその右、青色部分の③適正管理の促進をご覧ください。一つ目の「空き家管理指針の周知・啓発」についてですが、昨年の改正空家法の施行に併せて、国が示した、空き家の所有者が日常的な点検や不具合の修繕などを行う際に、参考となる空き家の管理指針をもとに、のちほどご覧いただきますが、参考資料3のリーフレットを作成しまして、今年度も引き続き様々な場面で、空き家管理の方法について、周知啓発を行います。

改正法で創設された「管理不全空家等」の判断をするまえに、所有者などに、この空き家の適切な管理、点検修繕方法について、助言することが、重要であると考えておりますが、助言しても、なお状態が改善されない場合は、管理不全空家等の判断を行い、その状態と認められれば、更に具体的に、必要な措置をとるよう指導を行います。所有者が、これにも従わず、勧告を受けると、土地の固定資産税は、住宅用地特例が解除となり、最大6倍になることもあります。

また、空き家の管理は所有者自ら、少なくとも定期的な管理や傷みなどの状況、その前ぶれがないか確認することが望ましいわけですが、点検や補修などは専門性を有するものや、遠隔地に所在するなど管理をお願いする場合があります。

そこで、二つ目の空き家管理でお困りの所有者に対し民間の管理事業者を紹介する制度がありまして、現在45社が登録しております。

その下、GISを活用した空き家情報の管理として、空き家の位置や状態など、GISに登録し、庁内の空き家対策関係部局で、情報共有しております。

ここで、資料はございませんが、国の最新の動向について、ひとつ行政間での話となりますが、ご説明させていただきます。

空家法第11条では、市長村は、空家等に関するデータベースの整備等に努めることとなっておりますが、現在、国交省住宅局で「空き家データベースシステム」を開発しており、令和8年度からの運用を予定しております。このシステムは、国や地方公共団体が共同で利用するガバメントクラウド上での運用となりますが、各市区町村管内の空き家情報を一元的にデータベース化することで、台帳の多元管理による情報の重複や欠落を防止し、通報対応や助言・指導等の実施状況や、他の行政システムなどとの情報連携を行える仕組みを設けることで、所有者・相続人等の特定等に係る業務を効率的に関

覧・更新できる仕組みの整備を主眼としております。この他、市区町村内の空き家に係る統計情報を、国や県が、直接、管轄地域内の市区町村の個人情報を除く空き家情報を閲覧・出力することも可能となるものです。このことについては、国交省のホームページにも掲載されております。

それでは、次に赤色部分の④管理不全の解消のご説明をいたします。太い黒点線枠で囲まれている「空き家解体・利活用事業補助金の交付」という、肌色部分の解体とその右の灰色の⑤跡地の活用の利活用部分にまたがった補助金の交付事業となります。解体については、周辺的生活環境に著しい悪影響を及ぼす特定空家等に限定し、「老朽危険空き家解体事業補助金」を交付しており、補助率は、2分の1、最大100万円、上乗せ補助があれば、最大120万円の補助をするものでございます。のちほどご覧いただきますが、参考資料4のチラシを作成し、補助金の周知をしています。

実績は、平成30年度から昨年度までの累計で148件に対し補助金を交付している状況で、昨年度は、前回の協議会で、ご報告いたしましたが28件実施いたしました。本年度は、計画に基づき、解体事業補助24件、うち、低所得者への上乗せ17件分として、2,740万円の予算で事業を行います。現在、11件、交付決定をしております。

この補助金は、先ほど、②の利活用で、説明しました、「移住者空き家改修等補助事業」と併せて実施することで、国から2分の1の補助を受けております。

次に、その下の特定空家等の緊急安全措置ですが、特定空家等の緊急措置費用として、50万円の事業費を確保しております。

その右の令和5年度から実施しております、所有者不明土地・建物管理制度等を活用した管理不全空家等の解消です。現在、相談などにより、市で把握している所有者不明等の空き家は28件でございますが、毎年1件の解消を実施しており、今年度も裁判所に申立する際に必要となる予納金など97万4千円を予算化しています。昨年度、申立てを行った物件については、前回の協議会でご報告しておりますが、その後、今年1月14日に管理命令が決定し、売却の権限外行為許可を経まして、3月17日に売買契約により、新たな所有者に、所有権が移転となりました。その後、4月11日に、既存空き家を取り壊され、更地化されております。今後、管理人の報酬等が決定され、予納金が還付される予定です。

今年度の申立て物件につきましても、解体工事業協会や宅地建物取引業協会様に、お忙しい中、大変恐縮ですが、ご協力たまわりまして、申立ての準備を行い、今後、協議会の中で、実施状況のご報告をしていきたいと考えております。

次に、一番右の灰色部分、⑤跡地の活用の取組ですが、空き家解体跡地の利活用を促進するため、空き家の所有者が、空き家解体後、1年以内に住宅や店舗を建設する場合に、工事費の10分の2で上限100万円を交付する、市の単費事業の「空き家解体跡地

利活用事業補助金」があります。こちらは、適切に管理している空き家所有者のための補助という位置づけになりますが、平成 30 年度から昨年度までの累計で 7 件に対し補助金を交付している状況で、昨年度の実績は 1 件です。今年度も 1 件分 100 万円の予算で、現在 1 件交付決定しております。

資料の下段、これら 5 つの取組方針による施策を支える事業を記載しています。

一番左側は、本協議会でございますが、今年度は、本日も含め 3 回開催します。よろしくお願いします。

次に、パンフレットによる情報提供ですが、先ほど、はじめにご説明しました、①発生の抑制の「市民への情報発信」に使用する紙媒体として、後程ご覧いただきますが、参考資料 5 の空き家総合対策パンフレットや、昨年、ご協議いただきました、長野市住まいのエンディングノートを印刷し、窓口などで配布するものです。

次に、その右マルですが、専門家団体が一同に会し、開催している空き家ワンストップ相談会の実施です。協定に基づき、弁護士や司法書士、宅建協会、解体工事業など複数の専門家団体のご協力のもと行っている相談会となります。協議会の委員の方の中には、相談員としても、ご協力いただいている方もいらっしゃいますが、本年度も、大変、お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願いいたします。この相談会の初回は、来週 24 日の土曜日に開催し、その後、8 月、11 月、2 月と、年 4 回、ふれあい福祉センターでの開催を予定しております。

その下の専門家団体と連携し、空き家所有者を特定する業務ですが、空き家対策室でも特定が難しい、所有者調査を、司法書士会に委託しています。檜山委員には、大変お世話になっているところですが、今年度も引き続きよろしくお願いいたします。

その右の上の出前講座の開催については、今年度も要望に応じ、地区などに出向き、実施していきます。この他、最近、大学生や高校生による空き家の研究が行われており、その研究の対応も増えております。

一番右下は、その他費用となります。

資料 1 のご説明は、以上となりますので、本棚に戻っていただきまして、参考資料 3、4、5 をご覧ください。参考資料 3 は、空き家の適切な管理をしましょうというリーフレット、参考資料 4 は、長野市老朽危険空き家解体事業補助金チラシ、参考資料 5 は、空き家対策の総合パンフレットとなっております。内容については、事前に送付させていただいておりますので、また、ご確認いただければと思います。これらのパンフレットなどは、住まいのエンディングノートも含め、ホームページや、庁内関係課、各支所、福祉施設、10 の協定団体などに配置する他、各種相談会や図書館の特設コーナー、住宅関係のイベント等にも配置し、周知啓発しています。

私からの説明は、以上でございます。よろしくお願いします。

【会長】 ただいま、事務局から（１）今年度の空家等対策の取組について、説明いただきました。それでは、事務局からの説明を踏まえ、質問やご意見をいただきたいと思います。

【委員Ｂ】 それでは、私は専門が財政と公共政策なので、その観点からいくつか質問させていただきます。

まず、事業費についてですが、今年度は50万9千円ダウンとなっていますが、今こちらに関するニーズというのは毎年毎年、高齢化が進んでいるということもありまして、増えているのではないかと思います。空き家の数も増えているということもありまして、そういう中で予算をなぜ削ったのかお聞きしたいです。むしろ増やすべきではないかという意見が１点です。

それから、補助事業がたくさんあって良いと思いますし、増えているということも喜ばしいことですが、長野県全体の人口が非常に下がっていて、県内で増えているのは4町村しかありません。県内77市町村あり、長野市は県庁所在地ですし、増えていかなければいけないと思います。そうすると、もちろん１番の発生の抑制も重要なことですが、特に２番の利活用の促進というのは非常に重要な政策ではないかと思います。１番と合わせて補助事業に対してもっとニーズがあって、補助金があれば、利用される方は多いのではないかと思います。予算が余っているのであれば削らないといけませんが、予算が足りなくてお断りしている状況であれば、政策としてどうなのかと思います。移住定住にしっかり繋がるようなものについては、長野市としては絶対に力を入れていかなければいけないのですが、それに対して予算がついてないということであれば、それはちょっと政策としていかなものなのかと思います。また、補助の対象となる件数もそうですが、１件あたりの金額について、おそらく周囲を見ながら金額を決めていると思いますが、周囲と同じことをやっていて人口が増えるのか。差別化ということで、中核市でもありますし、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。以上でございます。

【会長】 事務局どうでしょうか

【事務局Ｂ】 では、まず１点目についてお答えします。令和６年度に比べて、事業費が50万9千円ダウンしている件についてですが、これは、実態調査を除いた事業費となっておりますが、非常に厳しい財政運営の中、実態調査の費用が今年度増加となりましたので、現在、実施している事業や市民サービスを崩さない形で、何か見直せる

ところはないかというところで、例えば、ここに掲載しております緊急安全措置の費用ですが、最近の実績も考慮し見直しております。現在実施している長野市空家等対策計画の推進に支障が出るようなダウンは、してないというものでございます。

2点目ですが、この右上の事業費には、2番の利活用の促進の移住推進課、商工労働課、まちづくり推進課の事業費は、含まれておりません。先ほど空き家バンクの話や改修補助でご説明いたしましたが、実績も伸びてきております。利活用の事業費についても、実績や来年度はどのぐらい増えるなど、見込んで予算化しております。

【委員B】 所有者不明土地・建物管理制度等を活用した管理不全空家等の解消事業は1件ですが、その部分については十分だとお考えですか。つまり、ニーズに対して対応しきれているのかということです。

【事務局B】 この事業は、令和6年度から始めたところで、今後、継続していく中で、また判断ができてくるものと考えておりまして、1年目の実績からは、十分の予算をつけたと考えております。

【委員B】 「去年は、何月でこの予算を使い切った」というのがあると思いますが、それが早い期間に予算を使い切っているとすれば、それは大分足りませんねという話になるとと思いますが、いかがですか。

【事務局B】 昨年度の補助事業につきましては、年度末で補助金の確定したものもございますので、足りなかったとか、早く終わったということはないと考えております。

【委員B】 ありがとうございます。

【会長】 他にいかがでしょうか。

【委員C】 確認させていただきますが、一番真ん中の段の一番右側の所有者不明土地建物管理制度の、裁判所への財産管理人の申し立てのところですが、令和5年度の手続きが1件で令和6年度も1件と年1件ぐらいのペースでやっているということで、先ほどのご報告があったものだと、権限外行為許可で売却ができて、新しい所有者が決まったということだったと思いますが、もう少し件数を増やしたら良いのではないかと思います。誰も管理してないという状況からどんどん改善されて、新しい所有者がどんどん更地にして、改善していくのではないかと思いますのですが、これは予算の関係上で、1件ペ

ースがやむを得ないのでしょうか。

【会長】 事務局どうぞ

【事務局 B】 はい、所有者不明等の空き家は、先ほど説明しましたとおり 28 件、市が相談などで把握しておりますが、その中には抵当権が付いているものや、なかなか売っても、市の税金の持ち出しになってしまうようなものとか、そういったものが多くございます。そこで、把握した中で合理性や必要性を確認、判断しながら、年 1 件、令和 5 年から始めているところでございます。また、所有者、土地建物に特化した財産制度ができてから、全国の官報を見ていると、約 3 割が、行政が主体となって申し出を行っておりますが、その他の 7 割は、法人、個人、そういった方が、利害関係人となって、解消している事例が見受けられます。そこで、我々があまり先行してしまうと、そういった解消が実はできるのに、市が実施してしまうことも慎重に判断して、今、始まったばかりなので、その辺の様子も見ながら、今後、合理性や必要性を考慮し、予算措置をして、解消していきたいと考えております。

【委員 C】 市がどこまで関われるかというところが 1 点あると思うのですが、例えば抵当権がついている不動産があったとすると、その抵当権者に「債権者として申し立てて財産管理人を選任するようなことをして、整理したりはしないのですか。」という様な呼びかけまではしないのですか。

【事務局 B】 今のところ、そこまで行っておりません。

【委員 B】 併せて良いですか。今の話でいうと、実際 1 件で、予算も実際には戻ってくるので、持ち出しはゼロです。そうすると別に 1 件にしくなくても、例えば 3 件なり 5 件なり、増やしておいても全く問題ないのではないかと思います。市からの持ち出しがないということを前提にすれば、あえて 1 件という非常に低い目標でやっている意味があるのかなというような内容なのですけど、別に 3 件にしても 5 件にしても、もちろん、いる人材の中で対応しなければいけないので大変だとは思いますが、1 つずつあたっていくだけでもかなり色々な対応があって大変だとは思いますが、1 件にしている理由は人員的なものですか。

【事務局 B】 今、お話いただきました、マンパワーというものも十分あります。申し立てに、必要な書類準備など事前の事務処理に、多くの時間や労力が必要となります

が、その他に、先ほどご説明した抵当権の話や会社の解散で清算人が死亡しているなど、複雑な事情があり、申立て困難な物件も多くございます。そのようなこともあり、今のところ、1件で、他の事業もやりながら、進めているところでございます。

<（２）については、長野市情報公開条例第7条第2号及び第5号により非公開協議>

【会長】 他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。これを持ちまして、本日の議事は全て終了しました。委員の皆さまのご協力により、無事、議長を務めることができました。ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

4 その他

【事務局A】 委員の皆さま方、大変貴重なご意見を頂きありがとうございました。それでは、4のその他として、全体をとおして、委員の皆様からご意見等がございましたら、お伺いしたいと思います。

【委員D】 皆様お疲れ様です。私の方からちょっと告知になるのですが、今年の11月29日土曜日に、ホクト文化ホールで長野県司法書士会が主催となりまして、空き家対策に関する市民公開講座を開催するという運びになりました。基本的には、概ね200名から300名ほど集まるように今、運営ですとか広報の準備を進めているところでございます。

著名人の方なども呼びまして、パネルディスカッションを行ったりする予定です。特に長野市の方が主に対象となりますので、長野市の方への空き家に関する問題提起や解消方法ですとか、そういったことを周知したいと考えているところでございます。皆様もご都合がよろしければ、何卒ご参加いただけましたら幸いに存じますので、よろしくお願いいたします。

【事務局A】 ありがとうございます。他にございますか。

（意見なし）

5 第22回協議会の予定

【事務局A】 次回、第22回の協議会について事務局から説明します。

【事務局C】 第22回の協議会ですが、大変申し訳ございませんが会場の都合上、8月20日の水曜日に開催させていただきたいと思います。時間は、本日と同じ10時から会場は隣の会議室202で、本日と同じようにペーパーレスで開催しますのでよろしくお願いいたします。お忙しい中恐縮でございますが、日程調整のほどよろしくお願いいたします。

6 閉 会

【事務局A】 長時間に渡るご討議、大変お疲れさまでした。今年度も引き続き、空き家対策を推進していく他、来年度の計画の改正を見据え、現行計画の検証方法や次期計画の改正準備なども行ってまいりたいと思いますので、委員の皆様方には、今後ともご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。以上をもちまして、第21回長野市空き家等対策協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

(11時00分終了)